



税務情報

国税庁 — 申告・納付期限の簡易な方法による延長の公表及び新型コロナウイルス感染症に関連する FAQ の更新

1. 申告・納付期限の簡易な方法による延長

国税庁は2月3日、オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間にかけて、感染者や自宅待機者のほか通常の業務体制が維持できないこと等により申告が困難となる納税者が増加することが想定される状況を踏まえ、2021年分の確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な納税者については、2022年4月15日（金）までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長（個別指定による期限延長）を申請することができるようにしたことを以下の報道発表資料で公表しました。

■ [報道発表資料【所得税等の確定申告について】](#)

[新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な方](#)
[△](#) (PDF 1.422KB)

簡易な方法による申告・納付期限の延長とは、別途、「[災害による申告、納付等の期限延長申請書](#)」(PDF 267KB)の提出を要せず、申告・納付期限後に申告が可能となった時点で、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載する方法等をいいます。

なお、この報道発表資料には、以下の2つの資料も含まれています。

(1) 「[申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法](#)」

簡易な方法による申告・納付期限の延長の方法を、申告書等のイメージを用いて解説するものです。なお、国税庁のウェブサイトには、以下の法人税・相続税等に係る同様の資料も掲載されています。

- [法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法](#) (PDF 1,128KB)
- [相続税の申告・納付期限に係る個別指定による期限延長手続の具体的な方法](#) (PDF 700KB)

(2) 国税の申告・納付期限の簡易な方法による延長に関する FAQ

簡易な方法による申告・納付期限の延長の手続等に関する全 4 問の設問から構成されているもので、たとえば以下の取扱いが示されています。

- 簡易な方法による申告・納付期限の延長は 2022 年 1 月以降に申告等の法定期限を迎える手続を対象としている。(問 2)
- (i) 2021 年 12 月末以前に申告等の法定期限を迎えた手続についての期限の延長申請を行う場合及び (ii) 2022 年 1 月以降に申告等の法定期限を迎える手続について、2022 年 4 月 16 日(土)以降に期限の延長申請を行う場合には、通常どおり、[「災害による申告、納付等の期限延長申請書」](#)(PDF 267KB)に申請理由等を記載のうえ、申告等ができるようになった日から 2 ヶ月以内に提出する必要がある。(この場合は、所轄税務署長が指定した日が申告・納付期限となる。)(問 2 及び問 3)
- 簡易な方法により申告と同時に延長を申し出た場合は、原則として、申告書を提出した日が申告・納付期限となるため、申告・納付が可能となった時点で申告書を提出することとなる。(問 1 及び問 3)
- 法人税や相続税といったその他の税目についても、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等が困難な納税者については、上記の簡易な方法による申告・納付期限の延長が認められる。(問 4)

2. FAQ の更新

国税庁は 2 月 3 日、[「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」](#) を更新しました。

この FAQ は新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱いを Q&A 形式で網羅的に解説するもので、2020 年 3 月 25 日に公表されて以来たびたび更新されています。

今回は、簡易な方法による申告・納付期限の延長が 2022 年 4 月 15 日(金)まで認められることとなったことを受け、これに関連する設問(上記 1.の「(2) 国税の申告・納付期限の簡易な方法による延長に関する FAQ」の内容とほぼ同様の設問も含まれます。)を中心に更新されています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.